

第 19 回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 議事次第

日 時：令和3年7月 15 日（木）

13：00～14：00

場 所：オンライン開催

1 開会

2 議題

- （1） 座長の選任について
- （2） がん診療連携拠点病院の指定等について
- （3） その他

【資料】

議事次第

資料1 がん診療連携拠点病院の指定等について

資料2 指定類型変更等の医療機関一覧（案）

参考資料1 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会開催要綱

参考資料2 がん診療連携拠点病院等の整備について

（平成 30 年7月 31 日付健発 0731 第1号厚生労働省健康局長通知）

第19回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	資料 1
令和3年7月15日	

がん診療連携拠点病院の指定等について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等の種類(H30.7月 整備指針)

地域がん診療連携拠点病院

- ・ がんの医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- ・ 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

地域がん診療連携拠点病院(高度型)※新設

- ・ 拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- ・ 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

地域がん診療連携拠点病院(特例型)※新設

- ・ 平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

都道府県がん診療連携拠点病院

- ・ 都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- ・ 我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

- ・ 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

地域がん診療病院

- ・ 隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備する。

がん診療連携拠点病院等

令和3年7月1日時点

がん診療連携拠点病院: 405カ所
地域がん診療病院: 46カ所

都道府県がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院

地域がん診療病院



51カ所



351カ所



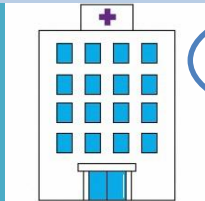
46カ所

- ①地域がん診療連携拠点病院(高度型): 51カ所
- ②地域がん診療連携拠点病院: 298カ所
- ③地域がん診療連携拠点病院(特例型): 2カ所

隣接するがんの医療圏の
拠点病院とグループ化

都道府県内の拠点病院全
体のとりまとめ

特定領域
がん診療連携拠点病院



1カ所

- ・ 様々な研修
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催 等

国立がん研究センター



2カ所

類型の見直しについて

【現行】

地域がん診療連携拠点病院

※便宜上、地域がん診療拠点病院を一般型とする

診療機能による分類

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し



指定類型の
見直し



地域がん診療連携拠点病院
(一般型)

指定類型の
見直し



指定要件を
充足した場合
復帰



地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
 - 高度な放射線治療の実施が可能
 - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
 - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
 - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直し。
更新時において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

要件未充足がある場合の対応について

- 整備指針p31Ⅷ4において、指定要件を満たすことのできない状況が発生した場合は、迅速に厚生労働大臣に届け出ることとしている。
- 前回の検討会后、新たに指定要件を満たすことができなくなった医療機関について、今回の検討会で対応方針を検討することとしているが、下記のような選定方針としてはどうか。
 - 1) 前回検討会以降に新規未充足項目が発生した医療機関について、
 - (ア) 必要な人員を満たさない等の場合、指定類型を見直す。
 - (イ) (ア)に該当しない軽微な要件と判断される場合、勧告を行う。
 - 2) 上記の選定方針により、指定類型を見直された病院については、令和3年度末を目途に行う予定の検討会において再度審議を行う。

指定の検討会にて対応を検討

・未充足状況が軽微である。

・機器の故障や入れ替えなど理由が明確である。

等

勧告

・診療実績に著しく低い項目がある。
・勧告を受けているが改善が見られない。
・自施設だけでは集学的治療等を提供できずグループ化が妥当である。

等

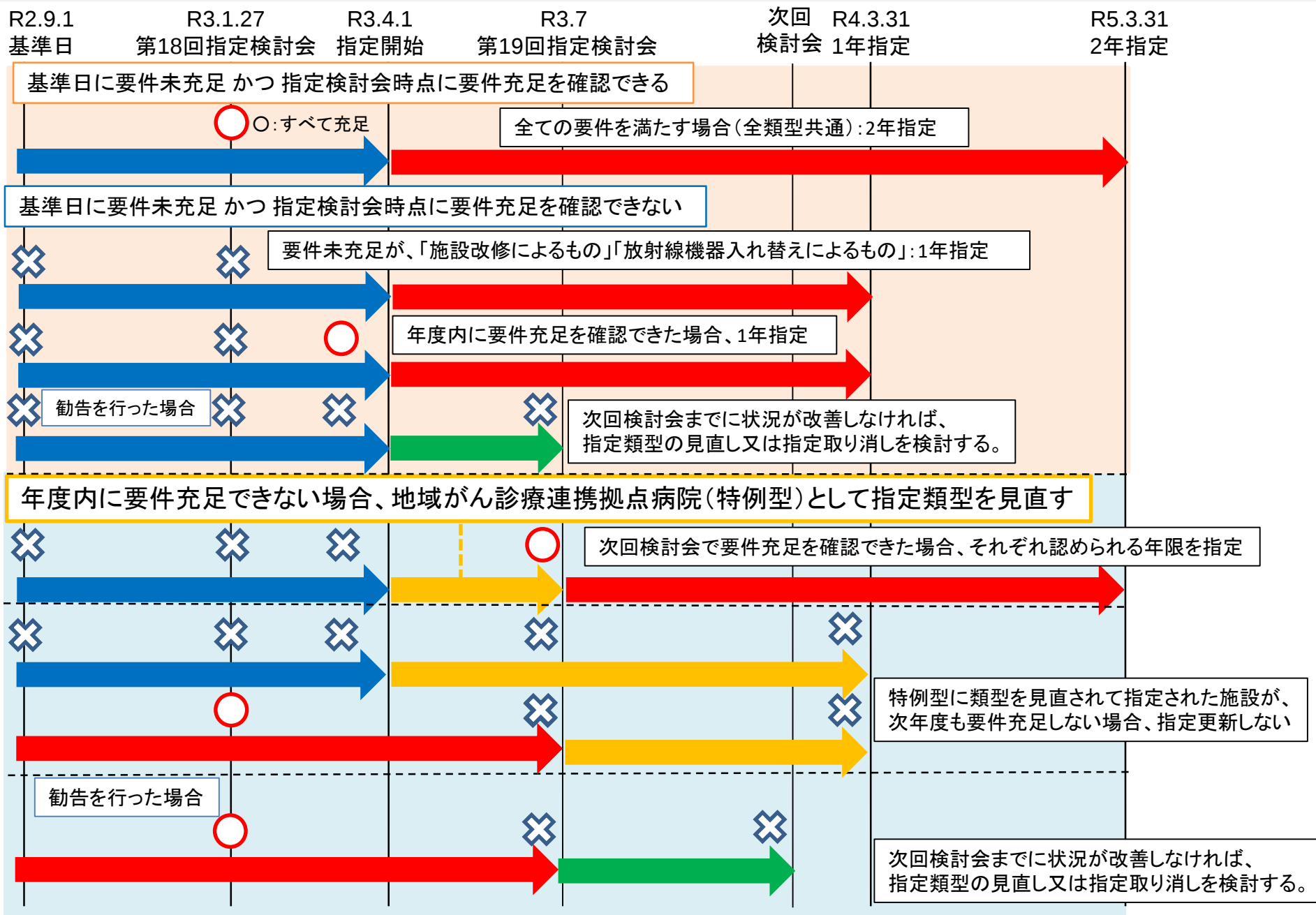
指定類型の見直し

・医療安全上の重大な疑義がある。
・意図的に虚偽の報告をしている。
・地域がん診療連携拠点病院(特例型)に指定類型を見直されているが改善が見られない。

等

指定取り消し

選定方針と指定年限について



特例型 → 一般型への指定類型変更について

- 令和3年4月1日から地域がん診療連携拠点病院(特例型)に指定類型変更された医療機関のうち、秋田赤十字病院(秋田県)については指定要件の充足(専従の放射線治療に携わる常勤の医師の配置)を確認した。
- 当該医療機関を地域がん診療連携拠点病院(一般型)として令和5年3月31日まで指定してはどうか。

都道府県	医療機関名	指定類型変更	指定年限(案)
秋田県	秋田赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院(一般型)	令和5年3月31日

(※) なお、指定要件の未充足が続いている医療機関については、引き続き、地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定を継続する。(令和4年3月31日まで)

要件未充足の対応方針(地域がん診療連携拠点病院(高度型))

- 令和5年3月31日まで地域がん診療連携拠点病院(高度型)として指定されている石巻赤十字病院(宮城県)について、指定要件:「専従常勤の病理診断医の配置」が未充足であると報告された。
- 当該要件は、地域がん診療連携拠点病院(一般型)の要件ともされていることから、当該医療機関を地域がん診療連携拠点病院(特例型)として、令和4年3月31日まで指定してはどうか。

都道府県	医療機関名	指定類型変更	指定年限(案)
宮城県	石巻赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)	令和4年3月31日

要件未充足の対応方針(地域がん診療連携拠点病院)

- 令和5年3月31日まで地域がん診療連携拠点病院として指定されている公立藤岡総合病院(群馬県)について、指定要件:「専従の院内がん登録中級認定者の配置」が未充足であると報告された。
- 令和5年3月31日まで地域がん診療連携拠点病院として指定されている東海大学付属八王子病院(東京都)について、指定要件:「医療安全管理者は医療安全対策に係る研修を受講すること」が未充足であると報告された。
- 令和5年3月31日まで地域がん診療連携拠点病院として指定されている南和歌山医療センター(和歌山県)について、指定要件:「専従の院内がん登録中級認定者の配置」が未充足であると報告された。
- 対応について、当該医療機関を地域がん診療連携拠点病院(特例型)として、令和4年3月31日まで指定してはどうか。

都道府県	医療機関名	指定類型変更	指定年限(案)
群馬県	公立藤岡総合病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)	令和4年3月31日
東京都	東海大学付属八王子病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)	令和4年3月31日
和歌山県	南和歌山医療センター	地域がん診療連携拠点病院(特例型)	令和4年3月31日

要件未充足の対応方針(都道府県がん診療連携拠点病院)

- 令和5年3月31日まで都道府県がん診療連携拠点病院として指定されている茨城県立中央病院(茨城県)について、指定要件:「医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること」が未充足であると報告された。
- 令和5年3月31日まで都道府県がん診療連携拠点病院として指定されている山梨県立中央病院(山梨県)について、指定要件:「基礎研修(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を配置すること」が未充足であると報告された。
- 対応について、都道府県がん診療連携拠点病院が指定取り消しとなることの影響を考慮し、指定要件が未充足である状態が継続するようであれば、次回の検討会において指定の取り消しを含めて検討を行うことを前提に、今回については、まずは指定要件の充足に向けて適切に対応するよう勧告を行うこととしてはどうか。

都道府県	医療機関名	指定類型	対応
茨城県	茨城県立中央病院	都道府県がん診療連携拠点病院	勧告
山梨県	山梨県立中央病院	都道府県がん診療連携拠点病院	勧告

要件未充足の対応方針(地域がん診療病院)

- 令和5年3月31日まで地域がん診療病院として指定されている県立大島病院(鹿児島県)について、指定要件:「専従の院内がん登録担当者の配置」が未充足であると報告された。
- 令和5年3月31日まで地域がん診療病院として指定されているみやぎ県南中核病院(宮城県)について、指定要件:「専従の院内がん登録担当者の配置」が未充足であると報告された。
- 令和5年3月31日まで地域がん診療病院として指定されている高島市民病院(滋賀県)について、指定要件:「医療安全管理者は医療安全対策に係る研修を受講すること」が未充足であると報告された。
- 対応について、当該医療機関が属する医療圏が空白の医療圏となることを考慮し、指定要件が未充足である状態が継続するようであれば、次回の検討会において指定の取り消しを含めて検討を行うことを前提に、今回については、まずは指定要件の充足に向けて適切に対応するよう勧告を行うこととしてはどうか。

都道府県	医療機関名	指定類型	対応
宮城県	みやぎ県南中核病院	地域がん診療病院	勧告
鹿児島県	県立大島病院	地域がん診療病院	勧告
滋賀県	高島市民病院	地域がん診療病院	勧告

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- ・ 院内がん登録数 500 件以上
- ・ 悪性腫瘍の手術件数 400 件以上
- ・ がんに係る化学療法の本患者数 1000 人以上
- ・ 放射線治療の本患者数 200 人以上
- ・ 緩和ケアチームの新規介入患者数 50 人以上

②. 相対的な評価

- ・ 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

医療施設に関する要件

- ・ 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- ・ 外来化学療法室の設置
- ・ 原則として集中治療室設置
- ・ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- ・ 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療従事者に関する要件

手術	手術療法に携わる常勤の医師
放射線診断・治療	- 放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師 - 放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師 - 常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい) - 機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい) - 放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)
薬物療法	- 化学療法に携わる常勤かつ専従の医師 - 常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい) - 外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)
病理	- 病理診断に携わる常勤かつ専従の医師 - 専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)
緩和ケアチーム	- 身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい) - 精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい) - 専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること) - 緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。
相談支援センター	専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1～3を修了していること)
院内がん登録	国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)③

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

地域拠点病院(高度型)の指定要件

- 地域拠点病院の指定要件において、「望ましい」とされる要件を複数満たしていること
- 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合には、診療実績が当該医療圏において最も優れていること
- 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- 緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること
- 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)④

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件

- 特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること
- 当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること
- 地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと
- ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたっては地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する
- 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対してがん診療連携拠点病院と連携し適切ながん医療の提供を行うこと
- 特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うことが望ましい

(参考)医療安全について

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

	施設要件	人的配置			その他
		医師	薬剤師	看護師	
都道府県拠点	- 医療安全管理部門の設置 - 医療安全管理者の配置(右記参照) - 未承認薬や適応外使用、高難度新規医療技術の実施等の事前審査・事後評価 - 医療安全に関する窓口の設置	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	- 医療安全管理者の権限の付与 - 医療安全管理者の研修の受講
地域拠点 ・ 特定領域		常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	
地域診療		常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	

指定類型変更等の医療機関一覧(案)

第19回がん診療連携拠点病院 等の指定に関する検討会	資料 2
令和3年7月15日	

①【地域がん診療連携拠点病院(特例型)から地域がん診療連携拠点病院への指定類型変更】

	都道府県名	医療機関名	前回検討会時、未充足項目	現在の状況	指定年限(案)
1	秋田県	秋田赤十字病院	専従放射線治療医	充足	令和5年3月31日

②【地域がん診療連携拠点病院(高度型)から地域がん診療連携拠点病院(特例型)への指定類型変更】

	都道府県名	医療機関名	前回検討会后、新規未充足項目	現在の状況	指定年限(案)
1	宮城県	石巻赤十字病院	専従常勤病理診断医	未充足	令和4年3月31日

③【地域がん診療連携拠点病院から地域がん診療連携拠点病院(特例型)への指定類型変更】

	都道府県名	医療機関名	前回検討会后、新規未充足項目	現在の状況	指定年限(案)
1	群馬県	公立藤岡総合病院	専従院内がん登録中級者	未充足	令和4年3月31日
2	東京都	東海大学付属八王子病院	医療安全研修の受講	未充足	令和4年3月31日
3	和歌山県	南和歌山医療センター	専従院内がん登録中級者	未充足	令和4年3月31日

④【都道府県がん診療連携拠点病院の要件未充足】

	都道府県名	医療機関名	前回検討会后、新規未充足項目	現在の状況	対応案
1	茨城県	茨城県立中央病院	医療安全研修の受講	未充足	勧告
2	山梨県	山梨県立中央病院	相談支援研修の受講	未充足	勧告

⑤【地域がん診療病院の要件未充足】

	都道府県名	医療機関名	前回検討会后、新規未充足項目	現在の状況	対応案
1	宮城県	みやぎ県南中核病院	専従院内がん登録担当者	未充足	勧告
2	鹿児島県	県立大島病院	専従院内がん登録担当者	未充足	勧告
3	滋賀県	高島市民病院	医療安全研修の受講	未充足	勧告